

マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務委託事業 公募型プロポーザル説明書

1 趣旨

本説明書は、マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務委託事業において、当該業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続等必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

別紙「マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 委託業務等の内容

仕様書に記載のとおり。

(4) 委託料上限額

7, 592, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月28日（火）まで。

(6) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県 総務部 デジタル戦略課 地域情報化推進係（担当者：辻）

電話番号：0742-27-8446（直通） ファクシミリ番号：0742-23-4196

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による

廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」の③調査分析業務に登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていけば可とする。）

4 参加方法

本業務のプロポーザルに参加を希望する場合は、事前に参加申込書を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 参加申込書の提出について

・提出方法

郵送。封筒に「マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務委託事業公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きし、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日及び時刻が証明できる方法によること。

・提出期間

令和5年1月20日（金）から令和5年1月26日（木）までの午前9時から午後4時まで（ただし、到着が上記期間内であること。）

・提出先

2（6）担当部局に同じ

・提出書類

以下の書類各1部（いずれもA4サイズとする。）

- ① 参加申込書【様式1】
- ② 誓約書【様式2】
- ③ 参加申込者概要書【様式3】

（会社概要などがあれば添付すること。）

・その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに2（6）に記載する担当部局に連絡するとともに、辞退届【様式4】（A4サイズ）を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

・提出方法

郵送。封筒に「マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務委託事業企画提案

書在中」と朱書きし、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日及び時刻が証明できる方法によること。

・提出期間

令和5年1月31日（火）から令和5年2月7日（火）までの午前9時から午後4時まで（ただし、到着が上記期間内であること。）

・提出先

2（6）担当部局に同じ

・提出書類

以下の書類を各4部（正本1部・副本3部）

※正本1部には事業者（会社）名を記載し、副本3部には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

①企画提案書（表紙）【様式5】

「委託業務名」、「事業者名（正本のみ）」を記載すること。

②企画提案書（本体）【様式任意 サイズはA4またはA3 両面印刷可】

次に示す項目について、具体的に記載すること。（別記審査基準の「評価項目」、「審査基準」を踏まえて記載すること。）

図や表を含めて、表紙、類似業務実績、見積金額・内訳を除き10ページ以内で作成すること。（ただし、A3サイズは2ページと数える。）

文字サイズの標準サイズは10.5pt以上とする。（ただし、図中等やむを得ない場合はこの限りではない。）

(ア) 目次

・本文の項目及び頁を記載すること。

(イ) 本文

(1) 業務の実施方針

・仕様書の内容を踏まえた業務全体の実施方針を明確に示すこと。

(2) 業務の実施方法等

(i) 調査分析

- ・ユースケースの整理方法を具体的に記載すること。
- ・ヒアリング等の調査方法を具体的に記載すること。
- ・アンケート調査の実施方法を具体的に記載すること。

(ii) 報告書

- ・ガイドブックの整理方法を具体的に記載すること。
- ・説明会の実施方法、回数を具体的に記載すること

(3) 独自の取組

(i) 独自提案

・本仕様書以外で、自社独自の提案がある場合は記載すること。

(4) 実施体制・スケジュール

(i) 実施体制（【様式6】委託業務実施体制）

- ・実施体制について記載すること。
- ・総括責任者、実施責任者、担当者の業務経験について記載すること。
- ・責任や役割分担について記載すること。

(ii) スケジュール、進捗管理方法

- ・県・対象自治体・受託者の取組について、具体的なスケジュールを記載すること。
- ・進捗管理方法について記載すること。

(5) 類似業務実績（【様式7】類似業務実績）

(i) 過去5年間の実績（契約時期が平成29年度から令和3年度までの期間において、5業務以内）

- ・同等規模以上の類似業務の実績を記載すること。
- ・契約書の写し等、履行した内容がわかる書類（正本のみ1部）を添付すること。

(6) 見積金額、内訳（【様式8】見積書）

(i) 見積書

（委託料上限額を超える見積書が提出された場合は、失格とする。）

- ・提案内容における見積金額を記載すること。
- ・経費の明細と積算を記載すること。

5 企画提案に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ・受付期間：令和5年1月20日（金）から令和5年1月24日（火）正午まで
- ・質問方法：質問は、以下の質問受け付けフォームURLより提出すること。

（質問受付フォームURL）

https://s-kantan.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=30216

(2) 質問への回答

- ・回答日時：令和5年1月25日（水）午後1時（予定）
- ・回答方法：奈良県総務部デジタル戦略課ホームページに掲載
- ・HPアドレス：<https://www.pref.nara.jp/10452.htm>

※質問者への個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

【参考】日程

令和5年1月20日（金）	公告
令和5年1月24日（火）	質問受付期限
令和5年1月25日（水）	質問回答
令和5年1月26日（木）	参加申込書提出期限
令和5年2月 7日（火）	企画提案書提出期限
令和5年2月 9日（木）	プレゼンテーション及びヒアリング
令和5年2月 9日（木）	決定通知

※上記日程において、受付時間及び締切時間に留意すること。

6 委託事業者の選定

（1）企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務委託事業選定委員会（以下「委員会」という。）において、別記審査基準に基づき公正に審査を行うものとし、審査は非公開で行う。
- ②提出のあった提案書等について、オンライン形式でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。
- ③プレゼンテーションは先に提出された提案書のみにより実施し、パワーポイント等のスライドは使用できない。
- ④天災またはやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時の10分経過までに出席できなかった場合には失格とする。

（2）最優秀提案者の選定

- ①企画提案書は、県が設置する委員会において評価点方式による順位付けを行い、各委員の得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者（同点の場合は、見積金額が低い者）を、最優秀提案者として選定する。
- ②提案者が1者の場合は、各委員の得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。
- ③参加資格を有する参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を行う場合がある。
- ④選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

（3）事業者との契約

- ①最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行う。
- ②選定された者は通知があり次第、県担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ③企画提案書でなされた有効な提案については、県の指示のもと必ず実施すること。

- ④委託料の支払いは、全ての業務の履行確認後とする。
- ⑤契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第19条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- ⑥最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。
- 1)役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2)暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6)県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1)から5)までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
 - 7)下請契約等に当たり上記1)から5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6)に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8)県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せずまたは警察に届けなかったとき。
- ⑦契約締結後、契約の相手方が⑥1)から8)までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

(4) その他

- ①採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。
- ②委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県総務部デジタル戦略課の指示に従うこと。

7 その他

- (1) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ①参加資格が備わっていないとき。
 - ②複数の提案書等を提出したとき。
 - ③提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - ④提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ⑤提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - ⑥委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑦その他不正な行為があったとき。
- (2) このプロポーザルへの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写することがある。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。なお、その場合発生する損害については県では負担しない。